

岩手県告示第806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 大船渡市立根町字桑原13番1、14番1、14番3、23番1、23番2、23番3、23番5、23番9、23番10、23番14、24番2、24番3、24番7、24番8、26番1、26番7、26番8、26番9、26番10、26番11、26番12、26番13、26番14、26番15、27番1、27番2、28番1、28番2、28番3、30番1、30番8、34番1、37番1、39番1、41番、43番1、43番2、43番3、43番4、46番1、52番2及び大船渡市立根町字冷清水31番2並びにこれらの区域に介在する市道2069桑原1号線の一部、市道2070桑原2号線の一部、市道2071桑原3号線の一部、認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 宮城県気仙沼市東新城三丁目5番地2 株式会社マルニ